

## 第5章 2. 鎌倉幕府の成立 a.源平の争乱

①平氏 ([1 平清盛]) の独裁

旧勢力([2 院政勢力] [3 幕府寺社])などの反発

1177[4 鹿ヶ谷]の陰謀 院の近臣らによるクーデター計画

→1179平氏のクーデター([5 後白河]法皇幽閉)=[6 安徳]天皇を即位させる

清盛の孫

②[7 以仁王]・源頼政の反乱(1180)→各地の源氏など武士勢力に[8 令旨]を送る

→武士団([9 源頼朝] [10 源(木曾)義仲]らを棟梁とする)や僧兵が各地で蜂起

↓

平氏は一時都を[11 福原]にうつす。→寺社や貴族の支持を得られずすぐ京にもどる。

→1181[12 平清盛]病死

③源平の争乱([13 治承・寿永]の乱)

・[14 源頼朝]…[15 鎌倉]を拠点に[16 東国支配]に専念→支配権を確立

・[17 源義仲]…[18 北陸道]をへて1183年[19 京都]にはいる

→平家、[20 西国]へ逃れる

→義仲・京都に残った[21 後白河法皇]などとの対立激化

→法皇、[22 源頼朝]に上京をもとめる

④ 1184 [23 源頼朝]、弟の源範頼・[24 源義経]を派遣、源義仲を破る

→頼朝が源氏一族の長の地位を獲得

源[25 義経]ら、[26 一ノ谷]の戦い(1184)、[27 屋島]の戦い(1185)で平家を連破

→[28 1185]年、[29 壇ノ浦]の戦いで平氏を滅亡させる。

1180年、源頼政が、[30 後白河]上皇の子、[31 以仁]王をほうじて起こした反乱はこれまでの平氏政権に対し不満を持っていた各地の武士団や僧兵らの蜂起を促した。とくに伊豆にいた源義朝の嫡男 [32 源頼朝] や木曾谷にいた [33 源義仲] らがつぎつぎにの蜂起し、源平の争乱が発生した。その間、[34 源頼朝] は自らは[35 鎌倉]に拠点をかまえて動くせず、かわりに弟の[36 範頼]や[37 義経]を派遣し、1183年には入京していた[38 源義仲]を打倒し、京を勢力下に置いた。またこの過程で、同年、後白河上皇から事実上の[39 東国支配]の権利を獲得した。また[40 1185]年、壇ノ浦の海戦で平氏が滅亡したのち、[41 源義経]追討を口実に[42 守護] [43 地頭]の設置を認めさせ、またこの人物をかくまったことを口実に奥州平泉の[44 藤原]氏を滅ぼした。こうして1192年、頼朝は念願の[45 征夷大将軍]に任命され、名実ともに鎌倉幕府は成立した。

## b. 鎌倉幕府

①[46 1180]、[47 鎌倉]を拠点に政権を樹立=[48 東国]支配を固める

→[49 国衙]をおさえ、武士の所領支配を[50 安堵]する

↓

東国武士との間で[51 主従]関係を結び、[52 御家人]に組織。

→[53 侍所](別当 和田義盛)を設置し御家人を統括させる

②1183 後白河法皇、頼朝の[54 東国支配権]を承認(寿永二年十月の宣旨)

=正式な地方政権としての[55 鎌倉幕府]の出発点となる

③政治機構の整備

④1185 平氏滅亡

反別5升

[56 源義経]追討を口実に

・全国一律の[57 兵糧米]の徴収

・荘園・公領への[58 地頭]任命権

・西国への国地頭([59 守護])任命権、在庁官人支配権などを認めさせる

→翌年には権限を縮小(「守護」に)

⑤1189 義経をかくまったことを口実に[60 奥州藤原氏]を滅ぼす

⑥1192 後白河法皇の死後、頼朝[61 征夷大将軍]に任命される(以後、鎌倉時代)

⑦幕府の支配機関

・侍所…[62 御家人の統率]=別当 和田義盛

・[63 政所](公文所)…一般政務、財政事務=別当[64 大江広元]

・[65 問注所]…裁判事務=執事 [66 三善康信] 裁判権は頼朝がもつ

⑧地方機関

ア) [67 守護]…各国に一名

役割は[68 大犯三カ条]に限定=[69 大番催促]、謀反人、殺害人逮捕

平時：国内の御家人の指揮権 戦時：国内の武士全体を統率

東国では[70 国衙]の在庁官人を率い行政事務をうけつぐ→国司の権限を吸収

→他の地方でもしだいに国衙の任務を吸収していく

イ) [71 地頭]…荘園や[72 国衙領]に設置(平家没官領などに限定→しだいに全国化)

役割=これまでの荘官の権限を受け継ぐ([73 年貢徴収]、土地管理、治安維持)

→荘園や国衙領に[74 幕府]に任命される役職がおかれる

=75 国司や荘園領主によって一方的に解任されない

鎌倉幕府の機構は、貴族の家政機関をモデルにした簡素なものであった。まず最初に設置されたのが、御家人の支配・統括をはかる[76 侍所]であった。この長官(別当)には有力御家人の[77 和田義盛]が任じられた。つづいて一般政務や財政事務を担当する[78 政所](当初は公文所といわれた)が設けられ、長官(別当)には下級貴族の出身である[79 大江広元]が任ぜられた。また[80 問注所]は裁判にかかわる事務を担当し、その長官(執事)にも貴族出身の[81 三好康信]が任じられた。

また各国には[82 守護]が配置されたが、その平時の役割は[83 大番催促]、謀反人・殺害人逮捕の[84 大犯三カ条]に限定されていた。また荘園や[85 国衙領]には[86 地頭]が置かれ、[87 年貢の徴収・納入]、治安維持、現地管理などに当たっていた。当初は全国での設置をめざしたが、貴族側からの強い反対で[88 謀反人の所領]に限定された。